

## 岡崎市脱炭素投資促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、市内の中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ）の脱炭素経営を支援するため、地域脱炭素に資する融資を受ける中小企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 補助対象となる中小企業（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に本社または事業所を有し、補助の対象となる融資（以下「補助対象融資」という。）を契約する者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 代表者及び役員が岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する中小企業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする中小企業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む中小企業

### (補助対象融資)

第3条 補助対象融資は、令和8年4月1日以降に契約がされた各号に掲げるものとする。

- (1) サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）利用に係るKPI（ガイドラインに基づき、借り手の持続可能性の向上に向けた取組を促すために設定する借り手の環境、企業及び社会統治に係る戦略又は重要業績評価指数をいう。以下この号及び次号において同じ。）及びSPTs（KPIと整合した取組の目標をいう。）の設定において、脱炭素又は脱炭素につながる環境指標の改善に関する目標が含まれているもの
- (2) その他脱炭素又は脱炭素につながる環境指標の改善に関する目標が含まれている融資であって、市長が認めるもの

### (補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

補助対象融資の取扱手数料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内の額とし、250千円を限度とする。

2 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和9年2月15日までに、岡崎市脱炭素投資促進事業補助金交付申請兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 申請者が中小企業であることがわかる資料
- (2) 融資契約書の写し及び補助対象融資であることがわかるパンフレット等の根拠資料
- (3) 補助対象融資が実行されたことが分かる根拠資料
- (4) 脱炭素につながる環境指標の改善に関する計画が確認できる書類
- (5) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (6) 履歴事項全部証明書（2か月以内発行）（法人の場合に限る。）
- (7) 開業届（所管税務署の受付印が有るもの又は電子申告による受付日時が印字されているものに限る。）の写し又は直近の確定申告書（所管税務署の受付印が有るもの又は電子申告による受付日時が印字されているものに限る。）の写し（個人事業者の場合に限る。）
- (8) 市税の完納が証明されている完納証明書（2か月以内発行）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1つの補助対象事業者につき1回限りとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条第1項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内で交付の決定及び額の確定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付額の総額が、予算の上限額を超えるときは、予算の上限額に達することとなった日において受理した申請のみを対象として抽選を行い、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、債権者である金

融機関に照会を行うことができる。

- 4 市長は、必要に応じて、交付決定の内容に条件を付することができる。
- 5 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、不交付決定通知書により通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定について通知を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### (決定の取り消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部の返還を命ずるものとする。

#### (協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象融資に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

#### (有効期限)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日に限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。